

令和8年3月17日
うきは市告示第20号

うきは市雇用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、従業員を新たに雇用した事業所に対し、経済的支援をすることにより、事業所の雇用確保及び従業員の市内居住を促進し、域内での雇用の強化を図ることを目的として、うきは市雇用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この交付に関して、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 工場、事務所、営業所等の経済活動を営むための施設で、物の生産、サービスの提供が従業員と設備を有して継続的に行われているものをいう。ただし、国及び地方公共団体、これに準ずる組織の公的な機関は除く。
- (2) 常時雇用 雇用期間に定めのない従業員で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (3) 新規雇用者 新たに常時雇用された従業員で、採用から継続して1年間雇用された人をいう。
- (4) 従業員 事業所に常時雇用されている人をいう。
- (5) 雇用促進費 事業所が従業員の新規雇用を促進するための費用で、従業員の賃金引き上げ費用、住宅手当及び転居費用、資格取得費用等の福利厚生費、従業員募集のための費用等をいう。ただし、雇用促進につながらないものは除く。

(対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当し、補助金を雇用促進費に使用する事業所に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 市内又は久留米・うきは工業団地内に事業所を有していること。
- (2) 補助金の対象となる新規雇用者が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

ア 市外に居住していた者が、採用後に市内に居住し、交付申請時において住民登録がうきは市に変更されていること。

イ 交付申請時において、採用から継続して1年間雇用されていること。

ウ 雇用保険に加入していること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助金の対象としない。

(1) うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員

(2) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有している者

(3) 市税等の滞納がある者

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、事業所の新規雇用者で補助金の対象となるもの1人につき50万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付までに前条第1項の規定に該当しなくなった場合又は同条第2項の規定に該当した場合は、補助金の対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、うきは市雇用支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新規雇用者名簿（様式第2号）

(2) 補助金の対象となる新規雇用者の前住所が記載された住民票

(3) 雇用保険加入を証する書類の写し

(4) 事業所の市税納税証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、うきは市雇用支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 交付決定通知書を受けた事業所（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかにうきは市雇用支援補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更交付申請書」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る

書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、うきは市雇用支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、雇用促進費の事業の実施が完了したときは、速やかにうきは市雇用支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、実績報告書による報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、うきは市雇用支援補助金交付決定額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助対象者は、前条の確定通知書を受けた場合は、うきは市雇用支援補助金交付請求書（様式第8号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第11条 補助対象者は、前条の規定により市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助対象者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければ

ならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第2号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

[別紙参照]

様式第4号（第6条関係）

[別紙参照]

様式第5号（第6条関係）

[別紙参照]

様式第6号（第7条関係）

[別紙参照]

様式第7号（第8条関係）

[別紙参照]

様式第8号（第9条関係）

[別紙参照]